訪問看護及び介護予防訪問看護の運営規程参考例

「◎◎（事業所名称）」運営規程

　（事業の目的）

第１条　この規程は、医療法人＊＊会が開設する◎◎（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、指定訪問看護等の必要性を主治医に認められた要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

２　指定訪問看護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　指定介護予防訪問看護事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

４　事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　◎◎

　二　所在地　前橋市○○町○－○－○（○○ビル○階）

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　１人（常勤職員）

　　　管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護等の利用申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

　二　看護師等　看護職員　保健師　○人以上

　　　　　　　　　　　　　看護師　○人以上

准看護師　○人以上

理学療法士　○人以上

作業療法士　○人以上

言語聴覚士　○人以上

　　　看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たり、准看護師を除き、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成を行う。

　三　事務職員　○人以上

　　　事務職員は、必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

　二　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　三　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

　（指定訪問看護等の内容）

第６条　指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

　一　病状、心身の状況の観察

　二　清拭・洗髪等による清潔の保持

　三　療養上の世話

　四　褥瘡の予防・処置

　五　リハビリテーション

　六　ターミナルケア

　七　認知症患者の看護

　八　療養生活や介護方法の指導

　九　カテーテル等の管理

　十　その他医師の指示による医療処置

　（利用料等）

第７条　指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から１ｋｍ当たり○○円とする。

３　死後の処置料は、○○円とする。

４　前２項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○市及び○○町の区域とする。

　（緊急時等における対応方法）

第９条　看護師等は、指定訪問看護等を提供中に、利用者の病状に急変等が生じたときは、必要に応じて応急手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し指示を求める等の必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

　一　虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等

　二　虐待の防止のための指針の整備

　三　虐待の防止のための従業者に対する研修の実施

　四　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

２　事業所は、指定訪問看護等の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

　（その他運営についての重要事項）

第１１条　事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○ヶ月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人＊＊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。